

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
A社B営業所に昭和46年10月31日まで勤務し、給与から同年10月分の厚生年金保険料を控除されているので、資格喪失日を同年10月31日から同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社に勤務した職員の福利厚生・社会保険等に関する業務を行っているC社の回答内容及び申立人の申述内容から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社B営業所から同社のD県E市に所在する営業所（適用事業所は同社本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年10月1日付け被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、申立人の資格喪失日を誤って記載した届出を社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

申立期間当時の私の国民年金保険料は、同居していた兄夫婦が家族の分を一緒に納付していたのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を、兄夫婦が自分の分も併せて毎月集金人に納付したと主張している。しかしながら、兄夫婦の国民年金保険料受領証の収納日から当月分の保険料を毎月納付していることが確認できるところ、申立人に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄に押印されている申立期間直前の昭和49年4月から50年2月までの検認年月日は、兄夫婦の同期間の国民年金保険料受領証の収納日とは、日付が整合していないことから、仮に兄夫婦が申立人の保険料を一緒に納付していたとしても、兄夫婦とは納付対象年月が異なっていたことがうかがえる。

また、年金事務所の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納と記されている上、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄の申立期間に係る検認印は押されていない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は提出されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 53 年 3 月まで

昭和 48 年頃に、当時公務員であった夫と A 市 B 町で同居を始めた。49 年頃から、国民年金保険料 5,000 円ぐらいを町内会費と一緒に集金人に毎月支払った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年頃から国民年金保険料を町内会の集金人に毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、54 年 1 月頃に A 市で払い出されたものと推認され、申立人はこの頃、国民年金の加入手続を行い被保険者資格を取得したものと考えられることから、当該記号番号により申立期間の保険料を申立人の主張する方法により納付することはできない。

また、申立人には別の国民年金手帳記号番号が 20 歳の時点で C 町において払い出されているところ、申立人は、同町から A 市に転居したとき、及び複数回の厚生年金保険被保険者資格を喪失したときに、当該記号番号での国民年金被保険者資格の取得等の手続が必要であるが、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿にそれらの手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立期間同時に居住していた A 市において、当該記号番号では申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間において納付したとしている金額は当時の国民年金保険料額と大きく相違しているなど、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でない上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 938 (事案 388 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 16 日から 37 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間が、昭和 36 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までとなっていたため、平成 21 年 9 月 5 日に第三者委員会に申し立てたところ、昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 16 日までの期間については、記録の訂正が認められた。

しかし、申立期間についても当該事業所に継続して勤務していたのは間違いないので、新たな資料として当時の写真を添付し、また、新たな証言人の連絡先が判明したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の同僚などから同社での申立人に係る勤務実態や退職時期などの証言が得られないとともに、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間を確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い、ii) 申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落は無く、このほか厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない、として既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立期間に勤務していたことを示す資料として、当時の写真を提出したが、当該写真に写っている同僚のA社における厚生年金保険の被保険者期間等から、当該写真が申立期間に撮影されたものと認定することが困難である上、当時の同僚などから申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除などについて確認できる証言が得られない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
当時の給与は毎年上がっており、時間外手当は無く固定給だったので、申立期間の標準報酬月額が下がるはずはない。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社における標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管していない上、A社、B健康保険組合及びC企業年金基金も、申立期間当時の給与の金額や控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、申立期間当時、A社D支店で申立人と同じ職種であった複数の同僚からも、申立人の標準報酬月額に関する証言は得られず、当該同僚の標準報酬月額を調査した結果、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらず、標準報酬月額の推移に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年12月15日まで
定年退職するまで給与が前年より下がった記憶は無く、申立期間について標準報酬月額が下がっていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所における標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てているものの、同事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日は平成6年12月15日）の標準報酬月額欄には30万円と記載されており、雇用保険の支給台帳全記録照会の離職時賃金日額は9,774円と記載されていることから、離職前6か月の給与は平均30万円前後であったことが推認できる。

また、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管していない上、A事業所は、申立期間当時の給与の金額や控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立期間当時、A事業所で申立人と同じ職種であった同僚及び申立人が名前を挙げた同僚の標準報酬月額を調査した結果、申立期間の定時決定において、複数の同僚の標準報酬月額が申立人と同様に推移しており、申立人の標準報酬月額の推移のみが不自然である点は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
給与は、完全月給制で、申立期間についても通常どおり勤務したので、当該期間だけ給与が下がったはずはない。下がった事情がわからず、年金記録に納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、C健康保険組合が提出した健康保険組合適用台帳を見ると、異動記録の欄に「平9. 10. 1 500 算定」と記載されており、その記録（標準報酬月額 50 万円）はオンライン記録と一致している。

また、A社では、扶養手当については、扶養親族が学生であれば 20 歳になった初年度の 3 月まで支給されるとしており、申立人も平成 8 年 11 月で 20 歳になる次女は高校卒業後、2 年間学校に通っていたと申述していることから、9 年 3 月まで支給されていた扶養手当が同年 4 月以降は減額されたものと推認される。

さらに、申立期間当時、A社B支店に勤務していた申立人と年齢及び標準報酬月額が近い同僚の申立期間前後に係る標準報酬月額の推移を調査した結果、申立人と同様に推移している者が複数見られ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。